

A consideration about the possibility of adapted sport for diverse society.

1K09B087-1 齋田 愛美

指導教員 主査 吉永 武史先生 副査 磯 繁雄先生

【序章】

現在、世界中には多くの障害を抱えながら生活をしている人たちがいる。しかし我が国では、障害を持たない健常者の多くが障害者を特別視する傾向にあり、障害者スポーツに対しても、障害者が行う特別なスポーツというイメージや認識を持つ人々が多いと感じた。本研究で取り扱うアダプテッド・スポーツとは、ルールや方法、用具に工夫を加えることによって健常者と同じように、あるいは健常者と障害者が共に行うことのできるスポーツのことである。このアダプテッド・スポーツの概念は、障害のある人がスポーツを楽しむためには、その人自身と、その人を取り巻く人々や環境をインクルージョンしたシステムづくりこそが大切であるという考え方に基づくものである（矢部, 2009, pp. 3-4）。海外では、このアダプテッド・スポーツを通じて健常者と障害者がともにスポーツを行うこともあると聞き、このアダプテッド・スポーツは健常者と障害者が共に生きていく共生社会の実現に向けての手段となりうるのではないかと考え、本研究ではその可能性について検討することとした。

【第1章】

第1章では、まず障害者スポーツの歴史的変遷、またその変遷からみた障害者スポーツの課題について言及した。その後、アダプテッド・スポーツの誕生と現状について検討した。日本において障害者スポーツの普及の契機となったのは1964（昭和39）年の東京パラリンピックで、パラリンピックという名称が広く使われるようになったのはこの大会からである（高橋, 2004, p. 145）。学校体育では障害を持つ児童生徒に対する教育が遅れをとっていたが、1979（昭和54）年改訂の盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領において、「学校における体育に関する指導は、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、体力の向上及び健康・安全の保持増進については、小学部の体育科及び中学部の保健体育科の時間はもちろん、特別活動、養護・訓練などにおいても

十分指導するよう努めるとともに、それらの指導を通して、日常生活における適切な体育的活動の実践が促されるよう配慮しなければならない」と提言したことにより障害児に対する体育の重要性が見出されるようになった（草野, 2009, pp. 15-16）。現在、日本におけるアダプテッド・スポーツの認知度は高いとは言えず、今後の課題としては、健常者の認知度・理解度の低さ、施設・設備の不足、指導者の不足などがあげられた。

【第2章】

第2章では、第1章で示された認知度に対する課題をもとに、学校現場におけるアダプテッド・スポーツへの取り組みについて、体育授業や総合的な学習の時間、特別活動の3点から検討した。体育授業での取り組みとしては、健常者と障害者がともに学習するという「インクルーシブ体育」についての研究（安井・山崎, 2008, p. 117-132）をもとに検討をし、総合的な学習の時間、特別活動の時間における取り組みについては、それぞれの学習指導要領の目標に対応させ、地域や家庭を含めた教育としてのアダプテッド・スポーツについて検討した。

【第3章】

第3章では、第1章であげられたアダプテッド・スポーツの課題に対し、共生社会に向け更なる発展のための方策を提案した。第1節では、「教員免許制度の見直しについて」と特別支援学校教諭免許状（仮称）の在り方」という面から、文部科学省中央教育審議会の答申をもとに検討するとともに、障害者スポーツ指導員制度（財団法人日本障害者スポーツ協会, 2004）についても追及し、教師に対する研修、視覚の取得などを提案した。また第2節では、アダプテッド・スポーツに対する健常者の認知度を高めるには健常者と障害者とのかかわりが必要であると考え、両者がともに参画するイベントの立案について提案した。第3節では、課題としてあげられる施設・設備の充実に向けて現状を把握するとともに、スポーツ施設で取り組むことのできるアダプテッド・スポーツについて提案した。